

# 人材確保コンシェルジュ派遣事業業務委託に係る企画提案募集要項

## 1 業務の目的

本県においては、有効求人倍率が1倍を上回る状況が続いており、県商工会連合会の調査（R7.9末）によると、実質的に人手が不足しているとした企業が全体の53%に及ぶ。

また、過去の本事業において、人手不足に悩む県内企業では以下のような課題が見受けられた。

- ・これまで新規学卒者の採用しか行ったことが無い
- ・新規学卒者の採用が困難
- ・社員に占める女性の割合が低い
- ・業界未経験者を育成する手法が分からない
- ・就職・採用において重要度が増しているインターンシッププログラムが未整備 等

加えて、県南・天草地域※においては、地理的条件等により、人手不足の解消がさらに困難となっていることから、県全体の中でも重点的に採用力向上に取り組む必要がある。

このことから、人材確保に取り組もうと考えている意欲ある県内中小企業に対し、無料で専門家を派遣し、伴走型支援を行うことにより、企業の採用力向上を図るとともに、人材のマッチングを実現する。

※八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市の5市と、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡の13町村のことを指す。以下、同じ。

## 2 業務の概要

### (1) 支援コースの設定

- ・下記のとおり3つのコースにより、人手不足に悩む県内中小企業（以下対象企業という）を募集し、採用力向上業務への従事経験が長い委託先従業員等（以下専門家という）を派遣する。

#### ①女性等人材確保支援コース

- ・女性をはじめとした多様な人材の確保を前提とした就労環境改善のアドバイス
- ・求職者、特に女性が興味を持つような「企業のアピールポイント」の発見・発信

#### ②半導体関連企業・製造業支援コース

- ・半導体関連企業や製造業をはじめとするものづくり企業が求める人材に特化した求人情報発信、職場環境改善支援
- ・未経験者採用に向けた成功事例の活用

#### ③県南・天草地域支援コース

- ・県南・天草地域における求人情報発信

### (2) 全コース共通支援

併せて、全コース共通で以下の項目についても必要に応じ支援を実施する。

- ① 将来を見据えた採用計画の作成
- ② 求職者が興味を持つような「企業のアピールポイント」の発見・情報発信

- ③ 採用ツールのデジタル化
  - ④ インターンシッププログラムの作成支援
  - ⑤ 企業の採用担当者育成 など
- ・支援終了後、県に対し報告書を提出する。

### 3 業務の実施方法等

#### (1) 実施方法

対象企業への支援等について、本県の人手不足の現状に即した効果的な企画立案と実施を円滑に遂行するため、これらのノウハウに精通した民間企業への業務委託により実施するもの。

このため、公募型プロポーザル形式で募集期間を定め、応募（企画立案）のあったものについて書類審査及びプレゼンテーションを経て企業を選定し委託する。

#### (2) 委託する業務内容

##### <企業募集・選定>

- ・令和9年4月30日までに1名以上の正社員採用を予定している県内企業を対象に、計40社を目途に募集。各コースの社数の目安は以下のとおり。

- ① 女性等人材確保支援コース 20社程度
- ② 半導体関連企業・製造業支援コース 10社程度
- ③ 県南・天草地域支援コース 10社程度

※県内の雇用を取り巻く現状や契約限度額を踏まえ、対象企業数等の変更も可能。その場合、変更理由等を文書にて説明すること。

- ・企業募集にあたっては、それぞれのコース毎に効果的な周知方法を提案し、県側に協力を要請すべきことがあれば併せて提案すること。

##### <支援計画作成>

- ・「2 業務の概要」の支援内容例を踏まえながら、対象企業の実情に応じた個別の支援計画（任意様式）を作成のうえ、県に提出した上で、年度を通じた伴走型支援を実施。

※支援にあたっては、対象企業のニーズに応じた個別の対応が必要となるため、企画提案時には、応募企業において自社の強み、支援内容と期待できる効果、事業終了後の継続性などをできるだけ多く提示すること。併せて、過去同様事業における実績も提示すること。

##### <伴走型支援>

- ・支援計画の期間中、専門家が定期的に対象企業とやりとりを行い、年度を通じて支援を実施。なお、対象企業のみを対象としたイベントの実施等も可能。
- ・ただし、財産の取得などといった企業の直接的な価値向上に繋がる費用負担は除く。

※費用負担を行う場合、1社あたりの支援上限額を設定すること。

#### <アンケートの実施>

- ・支援対象企業に対して、事業の成果についてアンケートを実施すること。
- ・アンケートの質問項目は厚生労働省が後日発出する通知※の内容については必須となるため、当該内容について注視することとし、その他事業実施のために必要と思われる内容については任意とする。  
(※参考：R7年度)「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和6年度開始分）実施要領」の一部改正について（令和7年3月31日付け職発0331第23号職業安定局長通知）
- ・アンケートの実施時期は適宜とするが、令和8年度のアンケート調査結果を厚生労働省へ報告する必要があることに留意すること。

#### <報告書提出>

- ・対象企業ごとに、支援内容やその効果について実施報告書（任意様式）を作成し、県に提出すること。
- ・併せて、事業の成果について一般向けに分かりやすくまとめた資料を作成し、県に提出（県ホームページで公開予定）。
- ・厚生労働省が後日発出する通知に規定される「良質な雇用」として採用された人数を把握の上、報告書に記載。

#### <その他>

- ・事業の詳細な内容やスケジュール等については、受託者決定後、県と協議のうえ決定する。
- ・上記業務の他に、本事業の効果拡大に通じる取組みがあれば提案すること。
- ・本事業は厚生労働省の「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）」を活用しているため、厚生労働省が後日発出する交付要綱の改正通知および実施要領の改正通知※を注視し、当該内容を遵守すること。  
(※参考：R7年度)『「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」の一部改正について（令和7年3月31日付け職発0331第3号厚生労働事務次官通知）』及び「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和6年度開始分）実施要領」の一部改正について（令和7年3月31日付け職発0331第23号職業安定局長通知）」。

#### <本事業の目標について>

- ・アウトプット目標ならびにアウトカム目標はいずれも40とする。いずれも目標を達成できるような取り組みを提案すること。  
なお、アウトプット及びアウトカムの詳細については、厚生労働省が後日発出する通知を確認すること。

## 4 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月23日（火）まで

## 5 委託料の上限

39,882千円

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託の内容に係る予算規模を示したものである。

## 6 担当部局

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課 県内雇用促進班

電話 096-333-2341 (直通) FAX 096-381-6970

E-Mail [roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp)

## 7 委託先の選定

### (1) 選定方法

企画提案によるプロポーザル方式とする。

委託先の選定にあたり、応募書の書類審査及びプレゼンテーションを経て、適当と認められる応募者を採択することとする。

### (2) 審査項目と選定方法

企画提案等の内容について、審査委員会により審査項目に基づく審査を行ったうえで、次の順番により受託者を決定する。

- ① すべての審査員が、評点を60点以上と評価した者から選定する。
- ② 3名の審査員のうち2名以上が第1順位をつけた者を受託者とする。
- ③ ②で該当者がいなかった場合は順位の平均値を出して最もその点数が低い者に決定する。
- ④ ③で順位の平均値が同じであった場合はそれらの中で評点の合計点が最も高かった者に決定する。
- ⑤ ④で評点の合計点が同じであった場合は審査員の協議により決定する。
- ⑥ 企画提案参加者が1社の場合は、すべての審査員が、評点を60点以上と評価した場合に、当該事業者決定する。

		審査項目及び審査の視点	配点
企画内容 ・企画力	基本事項	・目的・内容を十分理解した提案となっているか。	15
	事業に対する理解及び 創意工夫	・本県における人手不足の現状を踏まえ、目的を達成するための魅力的な企画立案か。 ・企業募集にあたっては、コース毎に効果的な方法が提案されているか。 ・対象企業への想定支援内容及び頻度は目的を達成するために適切なものか。 ※対象企業数を本県設定のものから変更した場合、その理由と代替案は説得力のあるものか。	50

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援終了後も企業における継続的な採用力向上に資する内容となっているか。</li> <li>・「地域活性化雇用創造プロジェクト」の内容を理解した提案がなされているか。</li> </ul>	
	積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられており費用対効果を期待できるか。</li> </ul>	10
業務遂行能力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を確実に運営・遂行する実施体制を有しているか。スケジュール設定は適切か。</li> <li>・本業務と類似の契約実績がどの程度あるか。</li> </ul>	20
加点項目 (事業者としての取組)	働く環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。</li> </ul>	1
	多様な人材の活躍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績があるか。または協力雇用主登録制度に登録しているか。</li> </ul>	1
	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けているか。または、森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。</li> </ul>	1
	事業者による地域経済の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県渋滞解消対策パートナー登録制度に登録しているか。</li> </ul>	1
	その他の持続可能な社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県SDGs登録制度に登録していること、またはパートナーシップ構築宣言に登録していること。</li> </ul>	1
合 計			100

## 8 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者、または複数の事業者による共同事業体とする。

- ① 業務委託の担当部局である労働雇用創生課との打合せ等に担当者等が出席でき、また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとれる事業者であること。
- ② 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税に未納がないこと。
- ⑤ 参加表明書の受付を開始する日以降、契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ⑦ 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

- ⑧ 熊本県暴力団排除条例(平成 22 年熊本県条例第 52 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑨ 複数の共同事業体の構成員となつての参加や、共同事業体の構成員と単独での重複参加をしないこと。

## 9 応募手続き

### (1) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

#### ① 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式 1）

イ 添付書類

（ア）組織体制に関する書類

（イ）直前 1 事業年度の貸借対照表、損益計算書

（ウ）定款の写し

（エ）事業所の履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの（写し可））

（オ）納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。令和 8 年 4 月 9 日以降に発行の原本を提出。）

（カ）熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式 1 - 2）

（キ）コンソーシアムの場合は、構成員ごとに以上の書類のほか、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

※ 令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記（イ）～（カ）の書類の提出は不要とする。

#### ② 問い合わせ及び提出先

「6 担当部局」に同じ

#### ③ 提出部数

1 部

#### ④ 提出期限

令和 8 年（2026 年）4 月 2 1 日（火）正午 必着

※提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着のこと。

#### ⑤ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

### (2) 質問及び回答

#### ① 質問方法

質問は、質問書（別紙様式2）を電子メールで送信すること。

質問への回答は、質問者宛てに電子メールで行う。ただし、参加予定者全員に周知すべきと判断される質問及び回答については、熊本県ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 質問受付

「6 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和8年（2026年）4月15日（水）正午 必着

**(3) 企画提案書、事業者の取組に関する申出書の提出**

プロポーザルの参加希望者（参加資格を認めた者に限る）は、企画提案書とその他の必要書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書（別紙様式3）

イ 参考見積書・経費内訳書（様式自由）

※ 提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ程度にまとめること。

ウ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式4）

② 提出先

「6 担当部局」に同じ

③ 提出部数

正本1部とそのコピー5部（計6部）

※ 企画提案書は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

④ 提出期限

令和8年（2026年）5月12日（火）正午 必着

※提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着のこと。

⑤ 企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

**(4) 審査の実施（プレゼンテーション日時及び場所）**

令和8年（2026年）5月13日（水） ※AM予定

熊本県庁 本館7階 産業支援課分室

※ 1者40分程度（説明時間は20分）を予定。詳細については、後日個別に連絡する。）

## 10 契約

受託候補者と、企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の

範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

## 11 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は免除する。

## 12 採択決定後の手続

- (1) 見積書の提出
- (2) 契約保証金の納付
- (3) 委託契約の締結
- (4) 委託事業終了後に業務完了報告書（事業報告書）を提出
- (5) 委託費の支払い

## 13 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は受託者負担となる。

## 14 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等に関する事項
  - ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認めないものとする。
  - ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
  - ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
  - ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
  - ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
  - ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。

- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「8 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。